

四万十森林管理署敷地内における飲料水等自動販売機設置運営管理事業者公募説明書

1 趣旨

四万十森林管理署は、飲料水等自動販売機(以下「自販機」という。)の設置運営管理まで総合的に運営する者を公募する。

2 公募内容

(1)業務内容

四万十森林管理署敷地内における自販機の設置運営管理業務(以下「業務」という。)

(2)使用許可物件

- ①所在地 〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1707-34
- ②施設名称 四万十森林管理署敷地
- ③位置 「仕様書別紙 1－1 位置図」のとおり
- ④面積 外寸の面積、リサイクルボックスの設置面積の合計面積は「仕様書別紙 1－2 平面図」のとおり

(3)募集者数

1 社(者)

(4)申込方法及び徴収する国有財産の使用料の額

- ①申込希望者は、「4 応募手続等」により定められた事項を満たした上で、1 年間の国有財産使用料(以下「使用料」という。)を「別紙4 応募申込書」の金額欄に記入の上、申し込むこと。
- ②本公募においては、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号大蔵省管財局長通達)の規定に基づき、使用料予定価格の額の提案を求め、選定の基準とする。
- ③使用期間中の年間使用料の額は「別紙4 応募申込書」に記載した金額欄の使用料をもって使用料予定価格の額とする。
なお、消費税については、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により非課税とする。
- ④事業者として決定した者が提示した価格をもって年額使用料とし、(6)に定める使用許可期間において毎年、各年の使用料を徴収する。
なお、各年の使用料を徴収する際、蔵管第 1 号の使用料予定価格算定基準により算定した額が年額使用料を上回った場合は、使用料予定価格算定基準により算定した額を徴収するものとする。

(5)事業者の決定

- ①4の(2)に定める書類提出があり、「3 応募者の資格」に記す要件を全て満たしている者のうち、蔵管第 1 号の使用料予定価格算定基準により算定した額以上、かつ最高の使用料予定価格を示した者を事業予定者とする。なお、最高価格の応募が 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定する。郵送又はメールによる応募者があるときは、これに代わって公募事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ②事業予定者は、「5 使用許可申請の手続」の事項に従い、国有財産の使用許可申請の手続きを行うものとする。(以下「事業者」という。)
- ③「5 使用許可の手続」に従わない、もしくは書類の提出期限を過ぎた場合は事

業予定者の決定を取り消す。

(6) 使用許可期間

使用許可期間は、使用を許可する日から令和 12 年 9 月 30 日までとする。

(7) 事業者の義務

- ① 事業者は、自らの責任と負担において、必要な工事(以下「工事」という。)を行うものとする。
- ② 事業者は、使用許可物件について、常に善良な管理者の注意をもって維持保持しなければならない。
- ③ 事業者は、使用許可物件を第三者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- ④ 事業者は、業務遂行に当たって、安全面、衛生面及び防災面に十分な配慮をするものとする。
- ⑤ 販売商品の補充、自販機の点検等を定期的に行い、不良品点検(賞味期限切れ等)は厳しく管理するとともに、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- ⑥ 事業者は、自販機の設置、保守・修繕、移設、撤去、原状回復及び事業者の都合により発生する全ての費用を負担するとともに、当該作業の実施に当たっては、四万十森林管理署の指示に従うものとする。
また、事業者は、自販機の運転に必要な電気使用量を設置した個別電力メーターで検針し、全額を負担するものとする。
- ⑦ 空容器の回収に要する費用(空容器回収ボックスに他社の空容器等が混在していた場合にも、同様に回収すること。)は事業者の負担とする。
- ⑧ その他自販機の設置・運営に要する一切の費用については、事業者の負担とする。
- ⑨ 四万十森林管理署は、必要に応じて業務の運営に係る確認等を行うことができる。また、当該確認等の結果に基づき、業務の運営について必要な報告又は改善を事業者を求めることができる。
- ⑩ 事業者は、使用許可物件の各年の使用料を四万十森林管理署が指定した期日までに納付しなければならない。

(8) 使用許可の取消し又は変更

四万十森林管理署は、事業者が次のいずれかに該当する場合においては、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- ① 事業者が使用許可条件に違背した場合
- ② 国において使用許可物件を必要とする場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと四万十森林管理署が判断した場合
- ④ 「2の(7) 事業者の義務」に違背した場合

(9) 使用許可期間満了時の措置

- ① 事業者は、次に掲げる場合においては、四万十森林管理署が指定する期日までに、事業者の負担により使用許可物件を原状回復し、返還するものとする。
また、この場合においては、事業者は四万十森林管理署に対しての一切の補償を請求することはできない。
ア 使用許可期間が満了した場合
イ (8)により使用許可が取り消された場合
- ② 原状回復とは、国有財産使用許可書第 11 条(原状回復)に基づき、当該自販機を全て撤去した状態に戻すことであり、四万十森林管理署から原状回復を要しない旨、通知があった場合は、それに従うものとする。

なお、事業者は、使用許可物件を返還する際、次の事業予定者が決定され、打合せ等を求められた場合においては、協力するものとする。

(10) 秘密の保持

- ①事業者は、自販機運営上、知り得た個人情報などは業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- ②事業者は、自らの従業員に①を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- ③事業者は、秘密の保持が遵守されない事実が発生した場合においては、四万十森林管理署に対して速やかに報告しなければならない。

(11) 損害賠償

事業者は、使用許可物件の使用に当たり、四万十森林管理署又は第三者に損害を与えた場合は、全て自己の責任によりその損害を賠償するものとする。

(12) その他

- ①事業者の都合による経費は、事業者の負担とする。
- ②事業者は、四万十森林管理署の指示に従い、使用許可物件に限らず、四万十森林管理署敷地内の建築物、電気工作物、設備等について、常に良好な状態に保つよう使用するものとする。

3 応募者の資格

応募者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 職員等のニーズに合った販売商品、販売価格及び利便性への対応ができ、本公募内容について履行可能であるとともに、自販機の安定的かつ継続的な運営管理業務の遂行に意欲のある者であること。
- (2) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4 応募手続等

(1) 応募書類

①応募申請書

別紙1「応募申請書」及び別紙2「適合証明書」、別紙3「誓約書」を提出することとする。

②応募申請書の提出方法及び提出期限

郵送又はメール

令和7年9月1日(月)必着

③提出場所

〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1707-34

四万十森林管理署 総務グループ 管理担当

電話:0880-34-3155

メールアドレス:shikoku_shimanto@maff.go.jp

④その他

ア 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。

ウ 応募書類は、本公募に係る販売予定者選定の目的以外には使用しない。

エ 応募書類に不足、不備等が判明した場合でも、連絡はしない。

オ エの場合において、四万十森林管理署は参加資格がないと判断した場合においては、審査は行わず応募は無効とし、当該応募者にその旨通知するものとする。

カ 応募者多数の場合において、書類審査により一定の数に選定した上で、ヒアリングの実施又は追加資料の提出を求める場合がある。

なお、この場合においては、改めて該当者に日程を通知する。

(2) 応募申込書

①応募申込書

本件に参加するものは、別紙4「応募申込書」及び別紙5「販売品目一覧表」の必要事項を記載し、応募価格欄には2(4)③に従い記載すること。

②応募申込書の提出方法及び提出期限

郵送又はメール

令和7年9月5日(金)必着

③提出場所

(1)の③と同じ。

(3) 事業者の決定

2(5)①及び②の条件を満たした者を事業者とする。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年9月8日(月)10時00分

高知県四万十市中村丸の内 1707-34 四万十森林管理署3階会議室

(5) 再度申込みの取扱い

開札をした場合において、応募者の申し込みのうち発注者が定める予定価格以上の申込みがないときは、直ちに再度の申し込みを行う。

5 使用許可申請の手続

事業者に決定した者は、令和7年9月 16 日(月)までに、次の行政財産財産使用許可

申請書類を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》※提出部数は各 1 通

- ①国有財産使用許可申請書
- ②設置する自販機のカatalog(寸法、消費電力のわかるもの)
- ③証明書類(発行日から 3 か月以内のもの)

「商号登記簿謄本」

※商号を用いない場合は、本籍地の市区町村長が発行する「身分証明書」及び指定法務局の登記官が発行する「登記事項証明書」

- ④自販機の設置管理・商品補充等を行う者が事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し。

6 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とする。
- (3) 問合せ先 仕様書及び公募に関する事項 上記4の(1)の③に同じ

7 様式等

- ①別紙1 応募申請書
- ②別紙2 適合証明書
- ③別紙3 誓約書
- ④別紙4 応募申込書
- ⑤別紙5 販売品目一覧表

令和 年 月 日

応募申請書

「四万十森林管理署敷地内における飲料水等自動販売機設置運営管理事業者公募説明書」に基づき、別紙 2「適合証明書」及び別紙 3「誓約書」を添えて申請します。

四万十森林管理署長 殿

(郵便番号)

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

【照会先】

(連絡先担当部署) _____

(連絡先担当者名) _____

(連 絡 先) tel : _____

fax : _____

E-mail : _____

適合証明書

証明内容	回答
1 本公示及び公募説明書、仕様書を十分に理解し、本公募内容について履行可能であるとともに、業務の遂行に意欲のある者であること。	
2 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。	
3 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。	
4 国税及び地方税を完納している者であること。	
5 本公募要綱の「4応募者の資格」に示す、暴力団等に関係しない者、また、公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。	
6 過去3年間に社会的失墜行為がない者であること。	
7 業務に当たり、免許、許可等を要する場合、適切に対応している者であること。	
8 業務に当たり、転倒防止対策などによる安全の確保、衛生管理対策などによる安心の確保に適切に対応している者であること。	

注) 1 回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。

誓 約 書

- ☐私
☐当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 19 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

四万十森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏 名又は名 称

応 募 申 込 書

件名 〔四万十森林管理署敷地内における飲料水等自動販売機設置運営管理業務〕
面積 1.50 m²の使用

金額

¥

- ※ 1. 提案する使用料予定価格の額は、年額として、円単位で記入してください。
 なお、消費税については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により
 非課税とする。
2. 金額はアラビア数字で記入してください。

四万十森林管理署敷地内における飲料水等自動販売機設置運営管理者の公募について、公募説明書の
各条項を承知の上、上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
代 理 人

四万十森林管理署長 殿

【応募者名(法人名)】_____

自動販売機番号_____

販 売 品 目

メーカー名	商 品 名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準価格 円	売 値 円	備 考

- (注) 1. この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格(内容量)、容器の種類、標準価格(税込額)、売値(税込額)を記載する。
2. 清涼飲料水については、容器の種類欄には「缶・ビン・PETボトル」のいずれかを記載する。
3. 自動販売機のカatalogを必ず添付すること。